

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（延長）

要望元：経済産業省地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長								
改正要望の内容		保税蔵置場等の許可手数料の軽減（税関関係手数料令第2条、沖縄振興特別措置法第46条）及び関税の課税物件の確定に関する特例（関税暫定措置法第13条、沖縄振興特別措置法第47条）の単純延長								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、国際物流拠点産業集積地域制度が後押しをすることで、半導体製造や流量計製造等の高付加価値の製造業、精密機械等のパーツセンターなどアジア市場を視野に入れた企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。</p> <p>また、国際物流拠点産業集積地域による優遇措置等を企業誘致の優位性として、航空機整備施設や那覇港総合物流センターなど企業集積に資する施設が整備されるとともに、令和2年3月から那覇空港第2滑走路の供用が開始されたことで、アジア市場への近接性が高まることから、今後、更なる国際物流拠点産業の集積が期待できる。</p> <p>② 問題点</p> <p>国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要となること、島嶼性に起因する割高な物流コスト等のリスク要因があることや関連産業の集積が少ないことなどの課題もあり、国際物流拠点産業の集積は未だ十分ではない。</p> <p>アジアの経済成長に伴い沖縄の地理的優位性や投資環境が注目される中、沖縄が我が国とアジアを結ぶ交流・連携の拠点や集積地として国際物流拠点産業の集積を促進していくためには、引き続き積極的な施策を展開していくことが求められる。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>沖縄の自立型経済の構築に向けては、沖縄の国際物流ハブ機能等を生かし、海外から輸入した原材料をもとに高付加価値製品を製造する加工交易型産業は、依然として高いポテンシャルを有している。</p>								

加工交易型産業の企業において、保税地域の許可取得は、リードタイムや物流関連経費の縮減、作業工程の効率化等に資するものであるが、加えて、本特例措置により、許可手数料の軽減や低い関税率を選択できることで、より低コストで製品を製造することが可能になるため、市場競争力が強化されるという点で、企業立地のインセンティブ効果がより高まるものであり、国際物流拠点産業の集積促進に資するものである。

また、本特例措置は国際物流拠点産業の中でも特に重要である、貿易能力を持つ企業のピンポイントでの集積に資するため、効率的である。

本特例措置が延長できない場合、保税地域及び本特例措置の活用を見込んで立地した企業における事業活動に影響がでることが予想される。また、企業立地のインセンティブ効果や国際物流拠点産業集積地域のPR効果が失われることで、国際物流拠点産業の集積や域内の関連産業の成長が遅れ、新たなリーディング産業の確立による沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障がでることが懸念される。

② 改正目的達成予定時期

国際物流拠点産業については、企業集積が着実に進んでいるものの、一方で、沖縄県においては、立地に係る初期投資が必要になることや割高な物流コストなど島嶼性に起因する不利性がある。こうした状況下で企業立地を促進する必要があることから、引き続き沖縄振興特別措置法に基づき、本特例措置をはじめ、様々な施策を展開していく必要がある。

沖縄振興特別措置法の期限が令和4年3月31日であるため、その間、本特例措置の継続を求める。

改正の効果と妥当性

① 改正によって期待される効果

アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。本制度が継続されることにより、新規立地企業数の増加及びそれに伴う新規雇用者数の増加が期待される。

② 改正によって生じうる影響

本特例措置は、低い関税率を選択できることにより企業立地のインセンティブ効果がより高まるものであり、高付加価値型のものづくり企業等の国際物流拠点産業の集積を図り、沖縄における産業及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済を構築するために今後も必要である。一方で、原料に対し設定された関税率より低い関税率を選択することは、関税の国内産業保護の機能を弱める面があることが懸念される。

③ 改正の妥当性

本特例措置を含む国際物流拠点産業集積地域の優遇措置により、国際物流拠点産

	<p>業の企業集積や雇用者の増による生産拡大が図られることで、沖縄の産業振興に寄与するとともに、我が国とアジア地域等を結ぶ国際物流拠点としての役割が強化され、ひいては我が国の貿易振興に寄与することが期待できるため、本特例措置の延長は必要である。</p> <p>また、本特例措置は、保税蔵置場等の許可手数料の軽減及び課税物件の確定に関する特例であり、社会的費用は発生しない。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>【政策目的】</p> <p>急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>【政策目的の達成状況】</p> <p>沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。</p> <p>立地企業における経済活動の状況として、沖縄県が施設等を管理している旧特区地域（旧那覇地区（旧自由貿易地域）及び旧うるま地区（旧特別自由貿易地域））における搬出額をみると、企業数の増加や経済活動の進展により、平成 27 年度の 13,785 百万円から令和元年度の 22,611 百万円と大きく増加している。</p> <p>また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を經由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。</p> <p>こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、令和元年の那覇空港の国際航空貨物取扱量は、約 10.8 万トンで、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第 5 位となっている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>引き続き、本制度を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基</p>

づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、今回改正（延長）の要望は、当該沖縄振興特別措置法に基づく税制上の措置を、当該沖縄振興特別措置法の期限（令和4年3月31日）に合わせ、要望するものである。

④ 関連措置

国際物流拠点産業集積地域における課税の特例（法人税、所得税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>平成24年度創設 平成29年度延長 平成31年度延長</p>																																																
<p>措置による効果</p>	<p>【達成目標】 令和3年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。 <p>アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。具体的には、平成26年度から平成30年度までの5年間に、特区内の国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）は、76社から208社へ、新規雇用者数（累計）も1,019人から3,152人へ着実に増加している。</p> <p>（1）新規立地企業数（累計） （単位：社）</p> <table border="1" data-bbox="432 1406 1316 1659"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>33</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>103</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>43</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>76</td> <td>114</td> <td>126</td> <td>178</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p> <p>（2）新規雇用者数（累計） （単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="432 1753 1377 2007"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>420</td> <td>829</td> <td>1066</td> <td>1,446</td> <td>1,699</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>599</td> <td>652</td> <td>1,363</td> <td>1,413</td> <td>1,453</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,019</td> <td>1,481</td> <td>2,429</td> <td>2,859</td> <td>3,152</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p>		H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125	うるま・沖縄地区	43	55	65	75	83	合 計	76	114	126	178	208		H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1066	1,446	1,699	うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453	合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152
	H26	H27	H28	H29	H30																																												
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125																																												
うるま・沖縄地区	43	55	65	75	83																																												
合 計	76	114	126	178	208																																												
	H26	H27	H28	H29	H30																																												
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1066	1,446	1,699																																												
うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453																																												
合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152																																												